

水俣病患者公式確認から54年目の状況と今後の課題
－ 試論と文献紹介 －

An Essay and the Bibliography on the Situation of 54 Years after the
Official Recognition of the Minamata Disease Sufferers
and the Tasks for the Future

横田 憲一
KEN-ICH YOKOTA

水俣病患者公式確認から 54 年目の状況と今後の課題 — 試論と文献紹介 —

An Essay and the Bibliography on the Situation of 54 Years after the Official Recognition of the Minamata Disease Sufferers and the Tasks for the Future

横田 憲一*

KEN-ICH YOKOTA

【要旨】

水俣病患者公式確認から 54 年を経た今日、行政が水俣病として認めた認定患者 2,969 人のほかに、現在 30,000 人を超える人々が救済を求めている。行政認定されている人々と認定されていない人々との間に存在するこの乖離が、なぜ生じているのか。この乖離を早急に解消しなければ、事あるごとに紛争状態を招く可能性がある。

本稿においては、この乖離を生じさせた要因でもある「公害健康被害者補償法(1973 年 10 月 5 日制定)による認定制度」に関し、被害者を認定するための「認定検診及び審査」が、同法の「健康被害者の迅速かつ公正な保護を図る」という目的に沿って運用されているか、とりわけ、被害者を認定する際の「判断条件」が医学的に妥当しているかを検討するものである。

本論文では、準備作業として研究の概略を示し、あわせて今後の研究整理のため必要な文献の紹介を行う。

はじめに

2010 年 5 月 1 日、歴代首相としては初めて鳩山由紀夫首相は、水俣市で行われた「水俣病犠牲者慰霊式」に参列した。慰霊式において、鳩山首相は、祈りの言葉として、「熊本、鹿児島にとどまらず、さらに後年、新潟で第 2 の水俣病が引き起こされたことは、誠に痛恨の極みであります。こうして各地で、長きにわたる大変な苦しみの中でお亡くなりになられた方々、ご遺族の方々、地域に生じたあつれきに苦しまれた方々、また、今なお苦しみの中にある方々に対し、誠に申し訳ないという気持ちでいっぱいあります。ここに、政府を代表して、かつて公害防止の責任を十分に果たすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかった責任を認め、あらためて衷心よりおわび申し上げます。国として、責任を持って被害者の方々への償いを全うしなければならぬと、再度認識いたしました。

*大阪電気通信大学 学術研究員

公式確認から 54 年という長い年月を経た今日に至るまで、水俣病問題の解決に関してさまざまな方が努力されてきましたが、なお大きな課題が残されています。特に、今日なお、救済を求めておられる方々が多くいらっしゃいます。御高齢の方も大勢いらっしゃいます。こうした事態を放置できないことから、『水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法』が制定されました。」と、述べた。

首相の「おわび」とあわせて特別措置法に基づく救済措置への申請の受付が、5 月 1 日から開始された。受付から半年で、熊本県・鹿児島県・新潟県への申請者は 36,000 人（2010 年 10 月末）を超えている。一方、2010 年 10 月 31 日現在、公健法に基づく認定申請者のうち認定審査をされていない未処分患者が、5,753 人（熊本県 3,565 人、鹿児島県 2,120 人、新潟県 68 人；2010 年 10 月末）滞留している。水俣病患者公式確認から 54 年を経た今日、行政が水俣病として認めた認定患者 2,969 人のほかに、30,000 人を超える人々が、水俣病の被害を受けたとして救済を求めている。なぜ、今、行政認定を受けられない人々が 30,000 人以上いるのか。この行政の認定と現実の被害との乖離がどうして生じてきたのか、この現状の乖離を早急に解消しなければ、様々な行政救済措置を講じたとしても、事あるごとに紛争状態を招く可能性がある。

本稿においては、この乖離を生じさせた要因でもある「公害健康被害者補償法（1973 年 10 月 5 日制定）による認定制度」に関し、被害者を認定するための「認定検診及び審査」が、同法の「健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護を図る」という目的に沿って運用されているか、とりわけ、被害者を認定する際の「判断条件」（後述 3-4 頁）が医学的に妥当しているかを検討するものである。

まず、検討課題を論述するにあたり、以下に列記したことが解明・記述されなければならない。

1. 水俣病患者の区分及びその病態と背景
2. 「水俣病の発症メカニズムと生体への影響」および「公健法による認定」についての課題項目
3. 「救済法」及び「公健法」における水俣病の認定
4. 水俣病の診断

水俣病に関する研究においては、現在まで上記の各テーマを関連付けて、救済法ならびに公健法に基づく「認定判断条件」が医学的妥当性に基づいて運用されてきたか否かを検証した研究論文及び出版物は見当たらない。そこで、筆者は、この課題を下記の論文・文献、裁判判決文、行政通知等や国内外のメチル水銀中毒研究論文・文献を精査し、各テーマとの関連付けを行うことにより、検討し検証を試みようとしたのである。しかし、上記の各論点を網羅し、かつ、既存論文・文献等を体系的に整理・解析評価するには長時間を要し、一本にまとめるには相当な期間を費やすことになる。

したがって、本報告は、準備作業として上記の各テーマについて概略を示し、

今後の研究整理のため必要な文献の紹介のみを行う。

1. 水俣病患者の区分及びその病態と背景

[1] 患者の区分

水俣病患者とは何かということを説明しうる定義は定まってないが、通例、次の4つに区分されている。

- 1 行政認定の水俣病患者（以下、「行政認定患者」と略す）
- 2 総合対策医療事業の水俣病患者（以下、「医療対策事業の水俣病患者」と略す）
- 3 確定判決の水俣病患者
- 4 特別措置法の水俣病患者

4区分の全ての患者らは、メチル水銀に汚染された魚介類を大量摂食し、体内にメチル水銀を取込みメチル水銀に曝露された人々であり、かつ、公健法の認定申請要件である指定地域(不知火海沿岸及び阿賀野川流域)内の住民である。それら患者が、なぜ4区分されているのかを考察していく必要がある。

[2] 患者区分とその病態

[2-1] 行政認定患者について

① 行政認定患者の病態

行政認定患者の病態については、「後天性水俣病の判断条件について」(1977年7月1日付、環境庁企画調整局環境保健部長通知)において、「水俣病は、魚介類に蓄積された有機水銀の経口摂取することにより起こる神経系疾患であって、四肢末端、口囲のしびれ感に始まり、言語障害、歩行障害、求心性視野狭窄、難聴などであり、また、精神障害、振戦、痙攣その他の不随意運動、筋強直などである。」とし、「主要症状は求心性視野狭窄、運動失調(言語障害、歩行障害を含む)、難聴、知覚障害である。」と規定している。

そして、水俣病患者と認定するための判断条件としては、次のいずれかに該当する「組み合わせが必要」としている。

ア 感覚障害があり、かつ、運動失調が認められること。

イ 感覚障害があり、運動失調が疑われ、かつ、平衡機能障害あるいは両側性の求心性視野狭窄が認められること。

ウ 感覚障害があり、両側性の求心性視野狭窄が認められ、かつ、中枢性障害を示す他の眼科または耳鼻科の症候が認められること。

エ 感覚障害あり、運動失調が疑われ、かつ、その他の症候の組み合わせがあることから、有機水銀の影響によるものと判断される場合であること。

② 行政認定患者区分の前提

1969年12月15日、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が公布され、12月27日、同法施行令に基づき、熊本県水俣市及び葦北郡3町、鹿児島県出水市、新潟県新潟市及び豊栄町の区域が公害指定地域に指定された。12月27日、熊本県では、公害被害者認定審査会条例において審査会が設置され、法律による認定制度が開始された。その後、1973年10月5日、公害健康被害補償法

が制定（1987年「公害健康被害の補償等に関する法律」に名称変更）され、現在、同法に基づき水俣病の認定が実施されている。一方、水俣病にかかっていると認められるか否かの審査判断基準である「認定基準」は、熊本県においては、1970年2月20日、水俣病審査認定基準が設定された。その後、上記した1977年7月1日付「後天性水俣病の判断条件について」（環境庁企画調整局環境保健部長通知、2001年5月24日「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について」に名称変更）が発出され、現在、認定審査会では「処理基準」で審査が行われている。

なお、熊本県、鹿児島県、新潟県は、この判断条件において、2,969人を水俣病患者と認めた（2010年10月30日現在）。公健法により認定された患者は、原因企業との補償協定による直接補償（一時金1,600万円～1,800万円、医療費、年金等）を選択して、補償を受けている。

[2-2] 医療対策事業の水俣病患者について

① 医療対策事業の水俣病患者の病態

医療対策事業対象者の要件は、「水俣病対策について（閣議了解1995年12月15日）」に次のように示されている。「公健法において水俣病の認定申請を棄却する者があるが、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者」である。

② 医療対策事業患者区分の前提

1992年6月26日、同事業は、環境庁中央公害対策審議会答申（「今後の水俣病対策のあり方について」1991年11月26日）において、「水俣病が発生した地域においては、水俣病とは診断されないものの、水俣病にもみられる四肢末端の感覚障害を有する者で、その症候をもって水俣病ではないかという疑いを持ち、深刻な不安を持つに到っている者が少なからず存在しており、社会的にも黙視し得ない状況になっている」を受けて施行され、1996年3月31日で申請受付を停止した。その後、1980年5月24日水俣病未認定患者らが、国・熊本県の水俣病発生・拡大を防止する義務等を怠った国家賠償上の行政責任及びチッソの加害責任を請求原因として国・熊本県・チッソを被告に据え、損害賠償請求を熊本地裁に提訴（熊本水俣病第3次訴訟）した。1982年から1988年にかけて、大阪地裁（関西訴訟）、東京地裁（東京訴訟）、京都地裁（京都訴訟）、福岡地裁（福岡訴訟）に提起された。原告数は2,000人を超えた。裁判が長期化し、高齢化した原告患者らの「生きているうちに救済を」という訴えと世論の高まりの中、1990年9月28日東京地裁は、「本件のような多数の被害者を生んだ歴史上類例のない規模の公害事件が公式発見後34年以上が経過してなお未解決であることは誠に悲しむべきことであり、その早期解決のためには訴訟関係者がある時点で何らかの決断をするほかにない」として、和解を勧告した。この和解勧告を契機に各地の裁判所で和解勧告が出された。熊本県、チッソは和解に応じる姿勢を示した。しかし、国は、「これらの訴訟で争われているような、法に基づく国の行政の在り方の根幹にかかわる紛争の究極的な解決は、判決というかたちでなさ

れるべきものと考えており(水俣病訴訟に関する見解について、1990年10月26日)」と見解を示し、和解を拒否した。このような状況の中、社会党・自民党・新党さきがけの3党による連立政権が発足(1994年6月29日)し、政治的にも事態收拾への機運が高まり、1995年9月29日政府・与党は、水俣病未認定患者救済に向けた「最終解決策」を提示し、関西訴訟を除く関係当事者間の合意を踏まえて、同年12月15日、政府は「最終解決策(水俣病対策について、水俣病に関する関係閣僚会議申し合わせ)」を正式決定した。それを受けて、関西訴訟以外の各訴訟の訴訟団である水俣病被害者・弁護団全国連絡会議とチッソとの間で紛争解決のための協定が締結された(1996年9月19日)。これにより、関西訴訟のほかの各国家賠償請求訴訟団は、チッソと和解し、国・熊本県への訴訟及び認定申請を取下げた。また、新潟水俣病第2次訴訟(国・昭和電工を被告とする国家賠償請求訴訟、1982年6月21日新潟地裁に提訴)は、新潟水俣病被害者の会、新潟水俣病共闘会議と昭和電工の間で「紛争解決のための協定書」が調印(1995年12月11日)され、同訴訟団も訴訟及び認定申請を取下げた(1996年2月27日)。関係当事者間の合意事項内容は、原因企業による一時金260万円と団体加算金及び行政による医療費・療養手当での支給である。

環境庁と熊本県・鹿児島県・新潟県は、水俣病総合対策医療事業(受付期間を1996年1月22日から7月1日まで)を再開した。同対象者は10,927人である。

また、一時金の受給対象者とならなかった1,222人は、保健手帳(医療費等)の支給となった。

[2-3] 確定判決の水俣病患者の病態

① 熊本第2次訴訟控訴審判決において認容された水俣病患者

1973年1月20日提訴、1985年8月16日福岡高等裁判所がチッソ株式会社に対し、原告5人のうち4人に600万円～1,000万円の損害賠償金の支払いを命じた確定判決。

〈福岡高裁が示した水俣病の病態〉

- 1) メチル水銀が動脈や全身の臓器を直接侵襲することが否定できず、動脈や臓器に一時的に何らかの病変をもたらすものであるとしても、メチル水銀中毒は障害箇所を選択的局在性があり、臨床的にも、病理学的にも神経系に障害、病変が認められないで単に動脈硬化や腹部臓器に病変が認められるだけでは、疫学条件が高度であってもメチル水銀中毒によるものとはいえないというべきである。
- 2) メチル水銀中毒症状としての知覚障害は極めて高頻度で発症をみるものであるから、これに他のハンター・ラッセル症候群(求心性視野狭窄、構音障害、運動失調、難聴)の症状が組み合わさっている場合は事実上水俣病と推定するのが相当であるだけでなく、四肢の知覚障害でも遠位部優位の手袋、足袋様の知覚障害は、きわめて特徴的な症状であるので、このような知覚障害の診断所見しか得られない場合も、患者家族に水俣病症状が集積し疫学条件が極めて高度と認められれば、右症状が他の疾患に基づくことの反証がない限り、高度の

蓋然性を持って水俣病と認定できたものというべきである。

② 水俣病関西訴訟最高裁判決により認容された水俣病患者

1982年10月27日提訴，2004年10月16日最高裁判決。最高裁で，国・熊本県・チッソに対する損害賠償(400万円～800万円)の支払いが確定した原告は，58名のうち51名。

〈大阪高裁・最高裁が示した水俣病の病態〉(*)。

- 1) 初期に急性激症型で死亡した患者の解剖結果も，注意深く検討しても，末梢神経に目立った病変は見つからなかったとされている。そして，昭和46年発行の英文の教科書には，初期の水俣病患者の全ての剖検例において，大脳皮質の中心後回にさまざまな程度の病理学的変化が認められ，病理解剖の結果と臨床所見を分析すれば，水俣病の重要な臨床像は大脳皮質，小脳皮質，被殻の病巣によるものであろうと思われる，と記載されており，ハンター，ラッセルの報告，いわゆるスウェーデン・レポート，WHO環境保健クライテリア(昭和57年発行，平成2年発行)，臨床神経ハンドブックなどによれば，諸外国のメチル水銀中毒の研究者の間では，メチル水銀中毒の感覚障害は末梢神経障害に起因するというよりも，大脳皮質障害で説明できると解されていることは，原告らが主張するとおりである。
- 2) ところで，四肢末梢に感覚障害がある場合に，その原因としては，①末梢神経に異常がある，②末梢神経から脳(中枢)までの情報伝達過程に異常がある，③情報を受けとる脳に異常がある，の三つの場合が考えられる。末梢神経に異常があるかどうかは，腱反射をみれば判るが，水俣湾沿岸の患者には，腱反射の消失あるいは減弱は少なく，腱反射は正常または亢進が多い。これは，メチル水銀中毒による末梢神経の損傷はほとんどないか，損傷されてもその程度は少なく，末梢神経の異常が感覚障害の原因でないこと，したがって，腱反射は正常であるあるいは亢進しているからといって，そのこと自体から，当該患者がメチル水銀中毒症でないとは判断するのは相当でないことを示している。また，情報伝達過程に異常があるかどうかは，筋電計による検査や頸椎狭窄の有無などで調べるが，メチル水銀中毒の場合，伝導速度に異常はなかったのである。③したがって，本件患者らの感覚障害は，もっぱら，大脳皮質が障害されたことによると推認される。

ところで，本損害賠償請求訴訟において，賠償金が確定した原告らは，将来に対する何らの補償もない。そこで，環境省と交渉して，「医療手帳」(メチル水銀にかかる健康影響調査研究事業)が交付され，「医療費，介添え手当等」の支給を得られるようになったのである(原告51人のうち生存原告36人)。なお，この「医療手帳(医療費，介添え手当等)」は，熊本第2次訴訟勝訴生存原告2人にも交付されている。

- (*) 控訴審判決に対して，川口順子環境相は，「当時の水質二法に基づく権限を行使しなかったことについて賠償責任があるとの判決については，その根拠

として示されているこれらの法律の解釈及び適用に関し納得できないものがあります。また、判決にいうメチル水銀中毒症の認定に関しても、これまでの水俣病対策が依拠してきた医学界の定説とは全く異なる判断が示されています」として、最高裁判所に上告(熊本県もともに)した。

2004年10月15日、最高裁判所は、「控訴審判決の事実認定は肯定するに足り、大阪高等裁判所の判断は是認することができる。控訴審判決で論じられている事柄には違法はない」として、国・熊本県の上告を退け、裁判官一致で、次のとおり判決を示した。

1969年12月末までに、国においては水質二法(公共用水域の水質の保全に関する法律、工場排水等の規制に関する法律)に基づき、それぞれチッソ水俣工場の排水を規制すべき作為義務があり、この権限を行使せずに水俣病被害を拡大させたことにつき損害賠償責任を負う。

また、水俣病の病態については、「水俣病は、水俣湾またはその周辺海域の魚介類を多量に摂取したことによって起こる中毒性中枢神経疾患である。その主要な症状としては、感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄、聴力障害、言語障害等がある。個々の患者には重症例から軽症例まで多様な形態がみられ、症状が重篤なときは、死亡するに到る。水俣病の原因物質は、有機水銀化合物の一種であるメチル水銀化合物であり、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設内で生成され、同工場の排水に含まれて工場外に流出してものであった。水俣病は、このメチル水銀化合物が、魚介類の体内に蓄積され、その魚介類を多量に摂取した者の体内に取り込まれ、大脳、小脳等に蓄積し、神経細胞に障害を与えることによって引き起こされた疾病である」と判示した。

[2-4] 特別措置法の水俣病患者について

① 特別措置法の水俣病患者の病態

特別措置法(2009年7月15日制定、2010年5月1日施行)が示す病態は、同法第5条(救済措置の方針)において、次のとおり規定されている。

1) 過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者。

2) 症候要件

ア 両側に四肢末梢優位の感覚障害、全身性の感覚障害のいずれかが認められること。

イ 一定の感覚障害が見られ、検査所見書において、水俣病にもみられる症状のいずれかが認められること。

② 特別措置法患者区分の前提

水俣病関西訴訟最高裁判決において、行政から水俣病と認められていない原告患者らに、国・行政が定めている水俣病認定基準とは別個に「メチル水銀中毒患者」と認められたことを契機に、今まで水俣病の申請をあきらめていた人々が認

定を求めて申請をし始めた。その後も増え続け 2009 年 12 月 10 日には認定申請しても認定審査もされず処分を待つ未処分者は、6,236 人(熊本県 3,729 人, 鹿児島県 2,473 人, 新潟県 10 人, 新潟市 24 人)となった。認定申請をしても水俣病と認められる可能性が少ないと判断した患者らが、司法による救済を求めて各地の裁判所に、国・熊本県・チッソに対する国家賠償請求訴訟を提起した。熊本地裁(水俣病不知火患者会訴訟[原告 2,500 人], 水俣病被害者互助会訴訟[原告 9 人]), 大阪地裁(水俣病不知火近畿訴訟[原告 309 人]), 東京地裁(水俣病不知火東京訴訟[原告 195 人])。また, 新潟地裁には, 新潟水俣病第 4 次訴訟(被告国・昭和電工, 原告 174 人)と, 原告患者が 3,000 人を超えた。一方, 裁判ではなく独自に救済を求める患者団体も新たに活動を展開し, 地域住民の間に浸透し参加者が増大した。

水俣病被害者出水の会(約 4,000 人, 鹿児島県出水市), 水俣病被害者獅子島の会(鹿児島県出水郡, 約 80 人), 水俣病被害者芦北の会(熊本県葦北郡, 約 300 人)等。このような状況に至り, 政治的・社会的にも看過できないという認識の下, 2009 年 7 月 15 日, 国会において超党派の議員の合意により, 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が制定された。

特別措置法の前文には, 制定に至る経過を明記されている。

水俣病の被害に関しては, 公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが, 水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに, 水俣病の被害についての無理解が生まれ, 平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。平成 16 年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において, 国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず, 水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり, 政府としてその責任を認め, おわびをしなければならない。これまで水俣病問題については, 平成 7 年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが, 平成 16 年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に, 新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており, その解決には, 長期間を要することが見込まれている。こうした事態をこのまま看過することはできず, 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め, その救済を図ることとする。これにより, 地域における紛争を終結させ, 水俣病問題の最終解決を図り, 環境を守り, 安心して暮らしていける社会を実現すべく, この法律を制定する。

上述した 4 区分の水俣病患者総数は約 50,000 人である。水俣病患者が公式に確認された当時, 不知火海沿岸でネコの水俣病発症が確認された地域に約 10 万人が居住していた。4 区分以外の人々にはメチル水銀の影響はあるのか, また, 如何なる症状が発現しているのかの実態・実情は不明である。2009 年 9 月 20 日~21 日, 「不知火海沿岸住民健康調査実行委員会」(実行委員長原田正純熊本学園大学教授)は, 同地域 8 市町(漁村地区 17 箇所, 1044 人)で健康調査を行った。調査結果について原田実行委員長は, 「『四肢優位の感覚障害+全身性感覚障害は 90%, 構音障

害 14%，視野狭窄 23%，協同運動障害に関する各検査で異常と判定されたもの 12%から 61%であった。結果，水俣病または疑いは 93%に及んだ。この結果を受けて環境省がこれに答える番である。』』と報告をしている。一方，水俣病関西訴訟最高裁判決直後，熊本県は，「今後の水俣病対策について」(2004 年 11 月 19 日)において，「メチル水銀が健康に与える影響を広く把握するため」不知火海沿岸 25 市町，約 47 万人の健康調査実施計画を打ち出た。しかし，国は実施しようとはしていない。

水俣病の病態を科学的に解明しようとしなないことが，水俣病をめぐる問題の混乱と混迷を招いているといっても過言ではない。

2. 「水俣病の発症メカニズムと生体への影響」および「公健法による認定」についての課題項目

ここでは現在考えている記述項目のみをあげておく。

- [1] 水俣病患者公式確認及び汚染の拡がり
 - [1-1] 水俣病患者の公式確認
 - [1-2] 熊本医学部水俣病研究班の調査研究結果
- [2] メチル水銀中毒症（水俣病）の発症のしくみ
 - [2-1] 水俣病の原因物質(メチル水銀)の体内摂取と吸収
 - ① 魚体における生体濃縮及び食物連鎖
 - ② ヒトにおけるメチル水銀の吸収－腸管吸収
 - [2-2] メチル水銀の体内運搬と分布
 - ① メチル水銀と血液
 - ② 器官・組織への取込と分布
 - [2-3] メチル水銀の体内蓄積と排出・排泄
 - ① 脳内分画と蓄積
 - ② 生物学的半減期
 - ③ 排泄
 - ④ 発症閾値
 - ⑤ 水俣湾及び不知火海における摂食量と曝露期間
 - [2-4] メチル水銀の曝露による損傷部位とその特徴
 - ① 非可逆的損傷
 - ② ヒトメチル水銀中毒症における原因病巣について－国内外のメチル水銀中毒研究の論文からの検討
 - ③ メチル水銀中毒の生理学的変化と所見
 - [2-5] メチル水銀中毒症の臨床症状
 - ① 水俣病患者公式確認当時の患者の臨床症状
 - ② 水俣病－有機水銀中毒に関する研究－，熊本大医学部水俣病研究班の調査研究結果
 - ③ イラクメチル水銀中毒における臨床症状
 - ④ チッソ水俣病工場排水停止後の臨床症状

3. 「救済法」及び「公健法」における水俣病の認定

ここでも現在考えている記述項目のみをあげておく。

- [1] 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下救済法）」の制定
 - [1-1] 救済法制定
 - [1-2] 救済対象者とその選定
 - ① 熊本県公害被害者認定審査会の設置と水俣病審査認定基準
 - ② 71年「環境庁裁決」と環境庁事務次官通知の発出
 - [2] 公害健康被害補償法制定と「77年判断条件」の発出
 - [2-1] 77年判断条件策定経過と医学的知見
 - [2-2] 「71年事務次官通知」と「77年判断条件」に対する評価
 - ① 判決上の評価
 - ② 国・行政としての評価

4. 水俣病の診断

ここでも現在考えている記述項目のみをあげておく。

- [1] 認定検診項目と方法及び認定審査会における診断
- [2] 神経診断学に基づく水俣病診断

【課題項目を述べる際に参考にする論文・文献の一覧】

大阪電気通信大学では、チッソ水俣病関西訴訟を支える会などから資料の寄託を受け、チッソ水俣病関西訴訟資料調査研究会(代表・小田康德教授)の手によって、これらの調査・研究を進めている。本一覧は、この調査過程で確認された資料によって作成するものである。上述の記述を推進する上で参照すべき資料として生かしていきたい。

- [1] 水俣病患者の区分及び背景とその病態
 - ・熊本県：「熊本県公害被害者認定審査会条例(条例67号)」, 1969年12月27日
 - ・熊本県：「熊本県公害被害者認定審査会条例(条例47号)」, 1974年8月28日
 - ・熊本県：「水俣病認定申請処理状況」, 2000年3月31日
 - ・熊本県：「水俣病関連統計」水俣病審査課, 2001年12月31日現在
 - ・熊本県：「今後の水俣病対策について」, 2004年11月29日(水俣病誌)世織書房 2006年2月1日
 - ・環境庁企画調整局環境保健部長：「後天性水俣病の判断条件について(通知)環保業第262号」, 1977年7月1日
 - ・環境省総合環境政策局環境保健部長：「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(通知)環保企第587号」, 2001年5月24日
 - ・環境省：「今後の水俣病対策について2005年4月7日」, (水俣病誌)世織書房 2006年2月1日
 - ・野村好弘編：「公害の紛争処理と被害者救済」帝国地方行政学会, 1970年3月10日

- ・環境庁環境保健部保健企画課保健業務課共編：「公害健康被害補償法令集」中央法規出版，1978年9月5日
- ・斎藤恒：「新潟水俣病」毎日新聞社，1996年3月10日
- ・水俣病研究会編：「水俣病研究1」葦書房，1999年1月20日
- ・坂東克彦：「新潟水俣病の三十年ある弁護士の回想」日本放送出版会，2000年1月25日
- ・水俣市：「水俣病－その歴史と教訓－2000」，2000年12月
- ・原田正純：「不知火海沿岸住民健康調査報告」水俣学通信第19号，熊本学園大学水俣学研究センター，2010年3月1日
- ・毎日新聞熊本版：「水俣病一斉検診 9割に症状(救済地域外)でも確認」，2009年10月30日
- ・熊本日日新聞：「認定患者の救済申請 半年で3万6千件」(記事)，2010年11月9日
- ・毎日新聞熊本版：「水俣病：救済申請 37人増の526人に10月末現在」(記事)，2010年11月9日
- ・福岡高等裁判所：「熊本水俣病第2次訴訟控訴審判決」判例時報(No.11633)，1985年11月1日号
- ・大阪高等裁判所：「水俣病関西訴訟控訴審判決」判例時報(No.1761)，2001年12月1日号
- ・最高裁判所：「水俣病関西訴訟上告審判決」判例時報(No.1876)，2005年2月1日号

[2] 水俣病の発症メカニズムと生体への影響

[2-1] 水俣病患者公式確認及び汚染の拡がり

① 水俣病患者の公式確認

- ・熊本県水俣保健所長：『水俣市宇月浦付近に発生せる小児奇病について(水俣発第841号)』(熊本県衛生部長宛)1957年5月4日
- ・熊本県衛生部長：『管下水俣市に原因不明脳炎様疾患多発 7月末現在患者18死者3名(電報案)』(厚生省公衆衛生局防疫課長宛)1957年8月3日

② 熊本医学部水俣病研究班の調査研究結果

- ・熊本大学医学部：「水俣地方に発生せる不明の中樞神経系疾患に関する中間報告」，1957年11月3日
- ・喜田村正次ら：「水俣地方に発生した原因不明の中樞神経系疾患に関する動物実験成績(第1報)」熊本医学会雑誌第31巻補冊第2，p238頁－242. 1957年
- ・細川一ら：「水俣奇病に関する調査(新日室附属病院)」，1958年1月
- ・鰐淵健之：「水俣病研究中間報告」食品衛生調査会水俣食中毒部会，1959年10月6日
- ・小島照和：「水俣病に関する実験的研究」熊本医学会雑誌第34巻補冊第2，p290－309. 1960年
- ・喜田村正次ら：「水俣病に関する化学毒物検索成績(第5報)」熊本医学会雑誌

第 34 卷 補冊第 3, p593-601. 1960 年 3 月

- ・喜田村正次ら：「水俣病に関する疫学調査成績補遺(その 3)」熊本医学会雑誌 第 34 卷補冊第 3, p427-480. 1960 年 3 月
- ・入鹿山且朗ら：「研究報告・水俣酢酸工場水銀滓中の有機水銀」日新医学第 49 卷 第 8 号, p536-541. 1962 年
- ・徳臣晴比古ら：「水俣病の疫学」神経進歩第 7 卷第 2 号 p276-289, 1963 年 8 月
- ・熊本大学医学部水俣病研究班：「水俣病-有機水銀中毒に関する研究」, 1966 年 3 月 31 日
- ・入鹿山且朗：「水俣病の経過と当面の問題点」公衆衛生, Vol. 33, No. 2, p70-76, 1969 年 2 月
- ・入鹿山且朗ら：「水俣湾魚海中の有機水銀とその有毒化機転に関する研究第 8 報 アセトアルデハイド生産施設内におけるメチル水銀化合物の生成機構に関して -アセトアルデハイドと無機水銀より生成するメチル水銀化合物-」日本衛生学雑誌, 第 22 卷第 3 号, p392-400. 1967 年 8 月
- ・喜田村正次ら：「Acetylene 接触加水反応に伴う副反応(1) メチル水銀の生成」日本薬理学雑誌 63, p70-76, 日本薬理学雑誌 63. 1967
- ・喜田村正次ら：「Acetylene 接触加水反応に伴う副反応(II) Methyl Mercury Compounds 生成反応機構の検討」日本薬理学雑誌 63, p244-260. 1967
- ・厚生省：「水俣病に関する見解と今後の措置」, 1968 年 9 月 26 日
- ・熊本地方裁判所：「熊本水俣病刑事事件第一審判決」判事時報(No.931), 1979 年 3 月 22 日

[2-2] メチル水銀中毒症(水俣病)の発症のしくみ

- ・Swedish Expert Group：「Methyl mercury in fish(1971)-A toxicologic-epidemiologic evaluation of risks」1971
- ・WHO：「Environmental Health Criteria 1 (MERCURY)」1976 を引用して
上記, 2 報告を参照して, 以下論文とあわせて論述する。

① 水俣病の原因物質(メチル水銀)の体内摂取と吸収

1) 魚体における生体濃縮及び食物連鎖

- ・喜田村正次ら：「水俣病に関する化学毒物検索成績(第 5 報)」熊本医学会雑誌第 34 卷 補冊第 3, p59-601. 1960 年 3 月
- ・小島照和：「俣病に関する実験的研究」熊本医学会雑誌第 34 卷補冊第 2, p290-309. 1960 年
- ・G.Birke,Md, G.Johnels,Phd et al：「Studies on Humans Exposed to Methylmercury Through Fish Consumption」Arch Environ Health Vo25, p77-91. Aug 1972
- ・滝澤行雄：「(総説) 環境における水銀の挙動-水圏からの移動と人への安全性-」水質汚濁研究第 6 卷第 5 号 p279-291, 1983
- ・WHO：「Environmental Health Criteria 101(Methyl Mercury)」1991

2) ヒトにおけるメチル水銀の吸収-腸管吸収

- ・T.W.Clarkson, J.Crispin Smith, D.O.Marsh, and M.D.Turner：「SESSION 1, TOXICOLOGY AND PHYSIOLOGYA REVIEW OF DOSE-RESPONSE

relationships RESULTING FROM HUMAN EXPOSURE TO METHYLMERCURY COMPOUNDS(J.K.Miettinen, The Accumulation and Excretion of Heavy Metals in Organisms. P4-7) Heavy Metals in the Aquatic Environment An International Conference Edited by P.A.Krenkel, 1973

② メチル水銀の体内運搬と分布

1) メチル水銀と血液

- Maths Berlin, M.D. Stockholm, Sweden : 「Renal Uptake, Excretion, and Retention of Mercury」
Arch Environ Health Vol 6, p626-633. May 1963
- J.K.Miettinen, T.Rahola, T.Hattula, K.Rissanen and M.Tillander : 「ELIMINATION OF ^{203}Hg —METHYLMERCURY IN MAM」Annals of Clinical Research 3 : p116—122, 1971
- M.Berlin, J.Carlson, T.Norseth : 「Dose-Dependence of Methyl mercury Metabolism (A Study of Distribution—Biotransformation and Excretion in the Squirrel Monkey)」
Arch Environ Health Vol 30, p307-313. June 1975
- Bakir F., Damluji S. F., Amin-Zaki L., Murtadha M., Khalidi a., Al-Rawi N. Y., Tikriti S., Dhahir H. I., Clarkson T. W., Smith J. C., and Doherty R. A : 「Methylmercury Poisoning in Iraq. An Interuniversity report」Science voll181, p230—241. 1973
- Berlin Maths : 「Relationships between mercury in urine or blood and effects」Chapter 16 Mercury. (1987) In Handbook on the Toxicology of Metals, 2nd edition, p403

2) 器官・組織への取込と分布

- M.Berlin ; J.Carlson ; T.Norseth : 「Dose-Dependence of Methyl mercury Metabolism — A Study of Distribution—Biotransformation and Excretion in the Squirrel Monkey」
Arch Environ Health Vol 30, p307-313. June 1975

③ メチル水銀の体内蓄積と排出・排泄

1) 脳内分画と蓄積

- M.Berlin, J.Carlson, T.Norseth : 「Dose-Dependence of Methyl mercury Metabolism — A Study of Distribution : Biotransformation and Excretion in the Squirrel Monkey」
Arch Environ Health Vol 30, p307-313. June 1975
- M.Berli, MD; A.Grant, DVM, J.Hellberg, MA ; A.Schutz : 「Neurotoxicity of Methylmercury in Squirrel Monkeys — Cerebral Cortical Pathology, Interference With Scotopic Vision, and Changes in Oporant Behavior」Arch Environ Health Vo30, July 1975 p340-348
- M.Berlin, C.Blomstrand, A.Grant, A.Hamberger, J.Trofast : 「Tritiated Methly Mercury in the Brain of Squirrel Monkeys Cellular and Subcellular Distribution」Arch Environ Health Vol 30, p591-597 Dec1975
- Berlin Maths : 「Relationships between mercury in urine or blood and effects」Chapter 16 Mercury. (1987) In Handbook on the Toxicology of Metals, 2nd edition, p403

2) 生物学的半減期

- B.Aberg, L.Ekman, R.Falk, G.Persson : 「Metabolism of Methyl Mercury (^{203}Hg) Compounds in Man – Excretion and Distribution」Arch Environ Health Vol 19, p478-484. Oct 1969
 - J.K.Miettinen, T.Rahola, T.Hattula, K.Rissanen and M.Tillander : 「ELIMINATION OF ^{203}Hg – METHYLMERCURY IN MAN」Annals of Clinical Research 3, p116 – 122. 1971
 - Hussain Al-Shahristani, Kamel M.Shihab, Baghdad, Iraq : 「Variation of Biological Half-Life of Methylmercury in Man」Arch Environ Health Vo28, p342-344. June 1974
- 3) 排泄
- Maths Berlin : 「Renal Uptake, Excretion, and Retention of Mercury」Arch Environ Health Vol 6, p626-633. May 1963
 - J.K.Miettinen : 「Chapter 13 ABSORPTION AND ELIMINATION OF DIETARY MERCURY (Hg^{2+}) and METHYLMERCURY IN MAN J.K.MIETTINEN」Mercury, Mercurials And Mercaptans. P233 – 243. 1973
- 4) 発症閾値
- Bakir F, Damluji S. F, Amin-Zaki L, Murtadha M, Khalidi a, Al-Rawi N. Y, Tikriti S, Dhahir H. I, Clarkson T. W, Smith J. C, and Doherty R. A : 「Methylmercury Poisoning in Iraq. An Interuniversity repor」Science voll181, p230 – 241. 1973
 - Hussain Al-Shahristani, Kamel M.Shihab, Baghdad, Iraq : 「Variation of Biological Half-Life of Methylmercury in Man」Arch Environ Health Vo28, p342-344. June 1974
 - 喜田村庄次 : 「水銀の蓄積」食の科学 No,18, p52 – 57. 1974
 - WHO : 「Environmental Health Criteria 1 (MERCURY) 」, 1976
- 5) 水俣湾及び不知火海における摂食量と曝露期間
- 熊本地方裁判所 : 「熊本水俣病刑事事件第一審判決」判事時報 No.931, 1979年3月22日
 - 熊本地方裁判所 : 「熊本3次訴訟第一審第一陣判決」判例時報 No.1235, 1987年8月5日号
 - 浴野成生・諏佐マリ : 「水俣病における科学と社会」保健医療社会学論集第20巻2号, 2010年2月
- [2-3] メチル水銀の曝露による損傷部位とその特徴について
- Donald HUNTER, Richard R. BOMFORD, Dorothy S. RUSSELL : 「Poisoning by methyl mercury compounds」Quarterly Journal of Medicine 9, p193 - 213. 1940
 - Hunter Donald, Russell Dorothy S : 「Focal Cerebral and Cerebellar Atrophy in a Human Subject due to Organic mercury Compounds」J. Neurol Neurosurg. Psychiat 17, 1954. p235 – 241
 - Miyakawa T, Deshimaru M., Sumiyoshi S, Teraoka A, Udo N, Hattori E, Tatetsu S : 「Experimental Organic Mercury Poisoning – Pathological Changes inPeripheral Nerves」Acta neuropath. (Berl.) 15, p45 – 55. 1970
 - Curley August, Sedlak Vincent A, Girling Edward F, Hawk Robert E, Barthel W. F, Pierce Paul E, Likosky William H : 「Organic Mercury Identified as the Cause of

- Poisoning in Humans and Hogs」Science, 172:p65 – 67. 1971
- Snyder Russell D : 「Congenital mercury poisoning」New England Journal of Medicine 284, p1014 – 1016. 1971 • Swedish Expert Group : 「Methyl mercury in fish(1971) – A toxicologic-epidemiologic evaluation of risks」, 1971
 - M.Berlin,et.al : 「The uptake and distribution of methyl-mercury in the brain of Saimiri sciureus in relation to behavioral and morphological changes」Miller,M.W. & Clarkson.T.W.et. Mercury, mercurials and mercaptans p187-208. 1973
 - Grant C. A : 「Pathology of experimental methylmercury intoxication: Some problems of exposure and response」Miller. M. W & Clarkson.T.W.et. Mercury, mercurials and mercaptans p294-312. 1973
 - von Burg R and Rustam Hussain : 「Electrophysiological Investigations of Methylmercury Intoxication in Humans Evaluation of Peripheral Nerve by Conduction Velocity and Electrography」Electroencephalography and Clinical Neurophysiology 37, p 381 – 392. 1974
 - Le Quesne Pamela M, Damluji S. F, Rustam H : 「Electrophysiological studies of peripheral nerves in patients with organic mercury poisoning」J NeurolNeurosurg Psychiatry 37, p333 – 339. 1974
 - Shaw Cheng-mei, Mottet N. Karle, Body Ralph L, Luschei Erich S : 「Variability of Neuropathologic Lesions in Experimental Methylmercurial Encephalopathy in Primates」American Journal of Pathology 80, p451 – 470. 1975
 - Miyakawa Taihei, Murayama Eiichi, Sumiyoshi Shiro, Deshimaru Motonori, Fujimoto Toshio, Hattori Eisei, Shikai Isao : 「Late Changes in Human Sural Nerves in Minamata Disease and in Nerves of Rats with Experimental Organic Poisoning」Acta neuropath. (Berl.) 35, p131 – 138. 1976
 - Snyder Russell D, Seelinger Don F : 「Methylmercury poisoning Clinical follow-up and sensory nerve conduction studies」J. Neurol Neurosurg Psychiatry 39, p701- 704. 1976
 - Eto Komyo, Takeuchi Tadao : 「Pathological Changes of Human Sural Nerves in Minamata Disease (Methylmercury Poisoning) Light and Electron Microscopic Studies」Virchows Arch B Cell Path 23, p109 – 128. 1977
 - Le Quesne Pamela M : 「Toxic substances and the nervous system ; the role of clinical observation」J Neurol Neurosurg Psychiatry 44, p1 – 8. 1981
 - Tokuomi Haruhiko, Uchino Makoto, Imamura Shigehiro, Yamanaga Hiroaki, Nakanishi Ryoji, Ideta Toru : 「Minamata disease (organic mercury poisoning) ; Neuroradiologic and electrophysiologic studies」Neurology 32, p1369 – 1375. 1982
 - 永木譲治ら : 「腓腹神経の伝導検査所見と組織定量所見との対比 – 正常 8 対照例における検討 –」臨床神経学第 24 巻第 4 号, p392 – 400. 1984 年 4 月
 - 永木譲治ら : 「慢性発症水俣病患者における腓腹神経の電気生理学的および組織定量的研究」臨床神経学第 25 巻第 1 号, p88 – 93. 1985 年 1 月
 - Yoshida Yoshihiro, Kamitsuchibashi Hiroshi, Hamada Rikuzo, Kuwano Yoshio, Mishima Isao, Igata Akihiro : 「Truncal Hypesthesia in Patients with Minamata

Disease]Internal Medicine 31, p204–207. 1992

- Ninomiya Tadashi, Ohomori Hiroyuki, Hashimoto Kiyomi, Tsuruta Kazuhito, Ekino Shige : 「Expansion of Methylmercury Poisoning outside of Minamata: An Epidemiological Study on Chronic Methylmercury Poisoning outside of Minamata」 Env. Res 70 p47–50, 1995
- Uchino M, Mita S, Satoh H, Hiranno T, Arimura K, Nakagawa M., Nakamura M, Uyama E, Ando Y, Wakamiya J, Futatsuka M: 「Clinical Investigation of the Lesions Responsible for Sensory Disturbance in Minamata Disease」Tohoku J. Exp. Med 195, p 181–189. 2001
- Ninomiya Tadashi, Imamura Keiko, Kuwahata Misako, Kindaichi Michiaki, Susa Mari, Ekino Shigeo : 「Reappraisal of somatosensory disorders in methylmercury poisoning」 Neurotoxicol Teratol 27, p 643–653. 2005
- Ekino Shigeo, Susa Mari, Ninomiya Tadashi, Imamura Keiko, Kitamura Toshinori : 「Minamata disease revisited: An update on the acute and chronic manifestations of methyl mercury poisoning」 J. Neuro. Sciences 262, p131–144. 2007

[2-4] メチル水銀中毒の病理学的変化及び所見について

- Miyakawa T, Deshimaru M, Sumiyoshi S, Teraoka A, Udo N, Hattori E, Tatetsu S : 「Experimental Organic Mercury Poisoning — Pathological Changes inPeripheral Nerves」 Acta neuropath. (Berl.) 15, p45–55. 1970
- Shiraki Hirosugu, Takeuchi Tadao : 「Minamata disease. Pathology of the nervous system (II). (ed. Minckler J) 」McGraw-Hill Inc, p1651–1665. 1971
- Methyl mercury in fish. Nordisk Hyg Tidsk suupl4. Swedish Expert Group: 「Pathology of Methyl Mercury Poisoning(8-3-2 Man)」, p148–150. 1971
- Environmental Health Criteria 1, MERCURY, WHO : 「8-3 Pathological Findings and Progression of Disease, p109–110」, 1976
- Eto Komyo, Takeuchi Tadao : 「Pathological Changes of Human Sural Nerves in Minamata Disease (Methylmercury Poisoning) Light and Electron Microscopic Studies」Virchows Arch B Cell Path 23, p109–128. 1977
- HandBook of Clinical Neurology 51 巻 : 「16 章(Peripheral neuropathy due to chemical and industrial exposure p263–292)」, 1987

[2-5] メチル水銀中毒症の臨床症状について

① 水俣病患者公式確認当時の患者の臨床症状

- 細川 : 『細川一博士報告書』1957年8月29日
- 徳臣晴比古 : 「成人の水俣病」水俣病—有機水銀中毒に関する研究—, 熊本大医学部水俣病研究班, 1966年3月
- 渡辺栄蔵ら : 「熊本第一次訴訟原告供述録取書」から整理し引用
- 山本茂雄編 : 「愛しかる生命のいだきて—水俣の証言」新日本出版, 1973年2月25日
- 松本勉 : 「水銀(みずがね)第一集(2001年7月1日, 草風館) 」, 「第2集(2003年

7月1日, 碧楽出版)], 「第3集(2004年12月29日, 碧楽出版)), 「第4集(2006年9月20日, 碧楽出版)」から整理し引用

② イラクメチル水銀中毒における臨床症状

- Bakir F, Damluji S. F, Amin-Zaki L, Murtadha M., Khalidia, Al-Rawi N. Y, Tikriti S, Dhahir H. I, Clarkson T. W, Smith J. C, and Doherty R. A: 「Methylmercury Poisoning in Iraq. An Interuniversity report」 Science 181, p230–241. 1973
- Von Burg R and Rustam Hussain : 「Electrophysiological Investigations of Methylmercury Intoxication in Humans Evaluation of Peripheral Nerve by Conduction Velocity and Electrography」Electroencephalography and Clinical Neurophysiology 37, p 381 – 392. 1974
- Le Quesne Pamela M, Damluji S. F, Rustam H : 「Electrophysiological studies of peripheral nerves in patients with organic mercury poisoning」 J. NeurolNeurosurg Psychiatry 37, p333 – 339. 1974

③ チッソ水俣病工場排水停止後の臨床症状

- Head Henry, Holmes Gordon : 「Sensory Disturbance from cerebral lesion」 Brain 34, p102–254. 1911
- Vahter Marie E, Mottet N. Karle, Friberg Lars, Lind Birger, Shen Danny D, Burbacher Thomas : 「Speciation of Mercury in the Primate Blood and Brain Following Long-Term Exposure to Methyl Mercury」Toxicology and Applied Pharmacology 124, p221-229. 1944
- Macdonald Critchley et.al. : 「The Parietal Lobes」Hafner Publishing Co, 1953
- 北川敏夫 : 「水俣病のリハビリテーション」水俣病—有機水銀中毒に関する研究—, 熊本大学医学部水俣病研究班, p177–193. 1966年3月31日
- HANDBOOK OF CLINICAL BEUROLOG vol 1, 1969, P. J. VINKEN, GW. BRUYN : 「Sensation,p80–113」, 「he ataxias, p309–355」
- HANDBOOK OF CLINICAL BEUROLOG vol 2, 1969, P. J. VINKEN, GW. BRUYN : 「Parietal Lobe syndromes, p680–690」
- HANDBOOK OF CLINICAL BEUROLOG vol 45, 1985, P. J. VINKEN, Gw. BRUYN : 「Parietal Lobe syndromes, p63–85」
- 筒井 純, 岡村良一 : 「メチル水銀中毒症の神経眼科学—病理と眼症候—」神経進歩第18巻第5号, 1974年10月. p912–919
- 猪初男, 水越鉄理, 大野吉昭 : 「新潟水俣病の聴力障害」水俣病—20年の研究と今日の課題—, 有馬澄雄編集, p444–446. 1979年1月20日
- 椿忠雄 : 「新潟水俣病の診断と環境庁事務次官通知(昭46)ならびに後天性水俣病の判断条件(昭52)との関係」水俣病検診・審査促進に関する調査研究「昭和60年度環境庁公害防止等調査研究費による報告書」財団法人 日本公衆衛生協会, 1986年3月
- 椿忠雄 : 「メチル水銀中毒症の基本的臨床像—感覚障害と聴力障害について—」水俣病に関する総合的研究, 水俣病に関する総合的研究班 財団法人 日本公衆衛生協会. 1986年3月

- Ninomiya Tadashi, Ohomori Hiroyuki, Hashimoto Kiyomi, Tsuruta Kazuhito, Ekino Shige : 「Expansion of Methylmercury Poisoning outside of Minamata ; An Epidemiological Study on Chronic Methylmercury Poisoning outside of Minamata」Env. Res 70, p47－50. 1995
- Ninomiya Tadashi, Imamura Keiko, Kuwahata Misako, Kindaichi Michiaki, Susa Mari, Ekino Shigeo : 「Reappraisal of somatosensory disorders in methylmercury poisoning」Neurotoxicol. Teratol 27, p 643－653. 2005
- Dejong : 「CHAPTER 43 Cerebellar Function(DISEASE OF THE CEREBELLUM) p 522－523」Dejong's The Neurological Examination, Sixth Edition. 2005
- Dejong : 「CHAPTER 44 Gait and Station(The Romberg sign)p527－528」Dejong's The Neurological Examination, Sixth Edition. 2005
- ガイトン : 「小脳の臨床的異常」ガイトン(臨床生理学), 監訳 早川弘一, 医学書院, p725. 2005
- ギャノン : 「動に及ぼす影響」ギャノン(生理学)原書 22 版 訳 岡田泰伸ら, p228, 丸善. 2005

[3] 「救済法」及び「公健法」における水俣病の認定

[3-1] 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（以下救済法）の制定

① 制定経過

- 公害対策基本法法律第 132 号 : 「第五節, 公害に係る紛争の処理及び被害の救済」1967 年 8 月 3 日
- 第 61 回国会衆議院会議録第 17 号 : 「公害に係る健康被害の救済に関する特別処置法案(内閣提出)趣旨説明」官報・号外, 1969 年 3 月 25 日
- 衆議院調査局 : 「第 61 回及び第 62 回国会法律案審査一覧表」
- 厚生省公害部 : 「公害に係る紛争の処理及び被害の救済に関する法律要綱」, 1967 年
- 厚生省 : 「水俣病に関する見解と今後の措置」, 1968 年 9 月 26 日
- 厚生事務次官 : 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の施行について(厚生省環第 57 号)」関係都道府県知事・市長あて, 1970 年 1 月 26 日
- 厚生省環境衛生局長 : 「厚生省環境衛生局長 環公庶第 5008 号通知」, 1970 年 1 月 26 日
- 厚生省 : 「公害による健康被害の救済制度」官報・資料版, 1970 年 1 月 28 日
- 環境庁環境保健部保健企画課保健業務課共編 : 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の 1 条～4 条」公害健康被害補償法令集 中央法規出版, 1978 年 9 月 5 日
- 環境庁環境保健部保健企画課保健業務課共編 : 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行令 1 条別表 6」公害健康被害補償法令集 中央法規出版, 1978 年 9 月 5 日
- 加藤一郎, 佐藤竺, 成田頼明, 野村好弘 : 「公害の紛争処理と被害者救済(研究会)」ジュリスト, 1968 年 10 月 15 日号

- ・野村好弘編：「公害の紛争処理と被害者救済」帝国地方行政学会，1970年3月10日
- ② 救済法に基づく認定審査会の設置から事務次官通知発出
 - ・厚生省：「公害の影響による疾病の指定に関する検討委員会の記録(公害の影響による疾病の範囲等に関する研究)」，1970年3月
 - ・熊本県：「熊本県公害被害者認定審査会議事要点録(第1回－第5回)」，1970年1月20日－1971年4月22日
 - ・環境庁長官：「裁決書(環企保第8号)」環境庁長官大石武一，1971年8月7日
 - ・環境庁事務次官：「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について(環企保第7号)」，1971年8月7日
 - ・環境庁企画調整局公害保健課長：「水俣病認定申請棄却処分に係る審査請求に対する(裁決書)及び(公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について，環境庁事務次官通知)」について(環企保第21号)，1971年9月29日

[3-2] 公害健康被害補償法制定

- ① 制定経過及び7年判断条件発出
 - ・環境庁企画調整局環境保健部保健企画課保健業務課：「水俣病認定検討会の設置について(1975年5月31日)」水俣病の医学－病像に関するQ&A－水俣病医学研究会(編)ぎょうせい，1995年3月1日．p166－167
 - ・環境庁企画調整局環境保健部長：「後天性水俣病の判断条件について(環保業第262号)通知」，1977年7月1日
 - ・環境事務次官：「水俣病の認定にかかる業務の促進について(環保業第525号)通知」，1978年7月3日
 - ・環境事務次官：「公害健康被害補償法等の施行について(環保企第108号)」(関係都道府県知事・市長あて)，1974年9月28日
 - ・環境庁企画調整局長：「公害健康被害補償法等の施行について(環保企第109号)」(関係都道府県知事・市長あて)，1974年9月28日
 - ・加藤一郎，橋本道夫，森脇昭夫，吉田克己：「公害健康被害補償法の問題点(座談会)」ジュリス No. 821，1984年9月15日
 - ・松浦以津子：「公害健康被害補償法の成立過程(一)」ジュリスト No. 821，1984年9月15日
- ② 「71年事務次官通知」と「77年判断条件」に対する評価
 - 1) 水俣病裁判判決上の評価
 - ・熊本水俣病第二次訴訟控訴審判決(1985年8月16日)：「判例時報」1163号，p24－28
 - ・水俣病関西訴訟第一審判決(1994年7月11日)：「判例時報」1506号，p39－40
 - ・水俣病関西訴訟控訴審判決(2001年4月27日)：「判例時報」1761号，p27
 - ・水俣病認定申請棄却処分取消し請求事件控訴審判決：「福岡高等裁判所第一民事(判決)」，1997年3月11日，p66－67
 - ・水俣病東京訴訟第一審判決(1992年2月7日)：「判例時報」平成4年4月25日号，

p94－190

2) 国・行政としての評価

- ・水俣病の判断条件に関する医学専門家会議：「水俣病の判断条件に関する医学専門家会議の意見」，1985年10月15日
- ・中央公害対策審議会環境保健部会水俣問題専門委員会：「今後の水俣病対策のあり方について(専門委員の報告)」，1991年11月26日

[4] 水俣病の診断

① 認定検診項目と方法及び認定審査会における診断

- ・岡嶋透ら：「審査会資料説明書(総論)」1990年3月31日
- ・荒木淑郎：「神経内科学」金芳堂，1991年7月20日
- ・水俣病医学研究会(編)：「水俣病の医学－病像に関するQ&A－」ぎょうせい，1995年3月1日

② 神経診断学に基づく水俣病診断

- ・水俣病認定審査に係る判断困難な事例の類型的考察に関する研究班：「昭和57年度水俣病認定審査に係る判断困難な事例の類型的考察に関する研究報告書」財団法人日本公衆衛生協会，1983年3月
- ・Raymond D.Adams, Maurice Victor：「Principles of Neurology」McGraw-Hill Book Company, 1977
- ・Bradley, Walter G, Daroff, Robert B, Fenichel, Gerald M and Marsden, C. David, Eds：「Approach to the Diagnosis of Neurological Disease」Neurology in Clinical Practice, 1991. P3－11
- ・吉利 和：「神経系疾患の診断」内科診断学改訂8版，金芳堂，1999
- ・Adams and Victor's：「Principles of Neurology」Eighth Edition, Maurice Victor. McGraw-Hill Book Company, 2005.

謝辞

本論文作成にあたり，ご指導いただいた小田康德教授に感謝いたします。

以上